

# 石綿取扱作業特別教育のご案内

神戸東労働基準協会

石綿が使用されている建築物又は工作物の解体等の作業に係る業務に労働者を就かせるときは、事業者は、当該労働者に対し、当該業務に関する衛生のための法定の特別教育を行わなければなりません。(労働安全衛生法第59条第3項、石綿障害予防規則第27条等) つきましては、下記の要領で特別教育を開催いたしますので、是非受講下さるようご案内申し上げます。

講習日は、概ね3か月前に決まり次第〇の欄の月に記載いたします

年間予定

第2回：令和7年11月25日(火) 12:45～17:30

講習会場

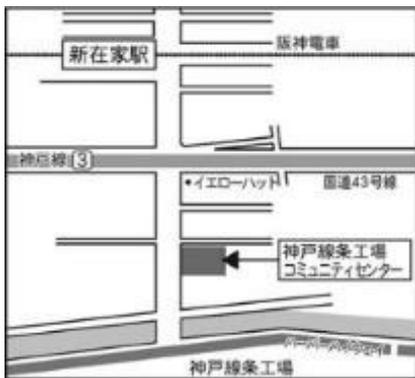
※ 講習日程により、会場は異なりますのでご確認ください

① (株)神戸製鋼所神戸線条工場 コミュニティーセンター

神戸市灘区浜田町4-1

JR「六甲道駅」より南へ徒歩約15分

阪神「新在家駅」より南へ徒歩7分



② 神戸東労働基準協会

神戸市中央区八幡通3丁目2-5

I N東洋ビル6階

各線「三宮駅」下車南へ徒歩約8分



会場には公共交通機関でお越し下さい。自動車、単車、自転車等の駐車場所はありません

料金(消費税込)(請求書等は、web申し込みマイページより、ダウンロードください)

(税込)	合計	受講料	テキスト
会員(※)	9,020円	7,920円	1,100円
非会員	11,220円	10,120円	

料金は、申込日から15～20日以内をメドに下記口座へ振込願います。ただし、締切日直前の申込の場合は、講習5日前までに振込願います。振込手数料はご負担下さい。

振込口座 三井住友銀行 三宮支店 普通口座 3192216 神戸東労働基準協会

※神戸東、神戸西労働基準協会員

申込方法及び注意事項

受講申込は、神戸東労働基準協会ホームページから、兵庫労働基準連合会・協会web予約システムよりお申込ください

注) 予約入力時外国籍の方は、在留カード、特別永住者証明書等に記載の氏名を入力下さい

- 納入された受講料は、返金いたしません。但し、受講者の変更は可能ですが受講日の5日前までに申出下さい。
- 遅刻・早退は法廷時間不足のため、修了証の交付はできません。
- 各受講者の個人情報当事務所が安全に管理し、本講習の目的以外に使用致しません

定員 20名 締切：講習日の7日前 ただし、定員になり次第締切ります。

受講時準備品 受講票、本人確認書類(運転免許証、健康保険証、在留カード等等) 筆記用具 印鑑

講習カリキュラム

時間	科目
12:15-12:45	受付
12:45-12:50	オリエンテーション
12:50-13:20	石綿の有害性
13:20-14:20	石綿の使用状況
14:20-15:30	石綿の粉じんの発散を抑制するための措置 10分休憩含む
15:30-16:30	保護具の使用法
16:30-17:30	その他石綿等のばく露防止に関し必要な事項

申込は下記より

